

公益財団法人沖縄県建設技術センター確認検査業務約款

第1条(契約履行)

建築主(以下「甲」という。)及び公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受証を含む。以下同じ)及び公益財団法人沖縄県建設技術センター確認検査業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

第2条(責務)

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、引受証に定められた額の手数料を第4条に規定する日(以下「支払い期日」という。)までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所用の図書等を添えるなど説明等の追加又は補正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期間内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

第3条(業務期日)

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認審査業務

イ 法第6条第1項第3号にかかる建築物については、引き受けた日から7日以内とする。

ロ 法第6条第1項第1号及び第2号にかかる建築物については、引き受けた日から35日以内とする。

(2) 中間検査業務

中間検査工事が完了した日または、検査の引受を行った日のいずれか遅い日から4日以内とする。

(3) 完了検査業務

完了検査工事が完了した日または、検査の引受を行った日のいずれか遅い日から7日以内とする。

- 2 乙は、前項第1号の場合(申請に係る建築物の計画が法第20条第2号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号に規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同号の期間内に甲に確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、前項第1号の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同号の期間内に甲に交付しなければならない。
- 3 前2項の業務期日の算定には、規程第13条第2項に規定する休日は含まない。
- 4 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

第4条(支払い期日及び支払い方法)

甲の手数料の納入期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 引受証発行時の日から5日以内
- (2) 中間検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前日
- (4) 完了検査時の追加検討書の審査手数料 追加検討書の提出日

- 2 甲は、手数料を乙の指定する銀行口座に振込み、又は現金で支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とし、現金で支払うときは、乙は甲へ領収書を発行する。

第5条(確認審査中の計画変更)

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、甲は、当該確認の申請を取り下げなければならない。取り下げ前に引き続き、変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があった

ものとする。

第6条(甲の解除権)

甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、第3条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに業務を完了せず、またその見込みがない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第7条(乙の解除権)

乙は、次の各号の一つに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払い期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条(乙の免責)

次の各号の事由等により発生した損害等について、乙は一切の責めを負わな

い

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査がなされたとき
- (2) 乙による故意又は重大な過失がないとき

第9条(計画の特定行政庁等への通知)

乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁及び市町村長から要請がある場合に対象建築物の計画の概要を、建築場所の特定行政庁及び市町村長へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第10条(電子申請)

甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請が電子申請の方法で行われた場合において、乙は、確認済証、中間検査合格証及び検査済証については、書面で交付し、次の各号については、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織にて交付を行うことができる。

- (1) 確認済証の交付時における副本
- (2) 適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうかを決定できない旨の通知書
- (3) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- (4) 検査済証を交付できない旨の通知書

- 2 乙は、甲の電子申請に係る電磁的記録が乙に到達した時間が、規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間(以下「業務時間」という。)内である場合は速やかに、業務時間外である場合は次の業務時間内に、規程第17条第3項に規定する審査を行い、当該申請を引き受ける。

第11条(秘密保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第12条(損害賠償)

甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

第13条(個人情報の利用目的)

乙は、公益財団沖縄県建設技術センター個人情報保護規程に基づき、この契約による確認検査業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管及

び行政庁への報告、各種統計処理等に必要な範囲内で利用することができる。

第14条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第15条(別途協議)

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。